

居宅介護支援事業所『ハート24』石岡事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 愛の会が開設する指定居宅介護支援事業所「ハート24」（以下「事業所」という。）が行う指定介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下単に「介護支援専門員」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条
- 1 事業所の介護支援専門員は、要介護状態となった場合においてもその利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
 - 2 事業所の介護支援専門員は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
 - 3 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当の偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 居宅介護支援事業所「ハート24」石岡事業所
- （2）所在地 茨城県石岡市府中一丁目3番10号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤者）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）介護支援専門員 3名（常勤専従・兼務）
介護支援専門員は、居宅要介護者等が指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費、若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅介護サービス費、若しくはこれに相当するサービス及びその他居宅において、日常生

活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）の適切な利用をすることができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等、及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者、その他下記事項を定めた計画（以下「居宅介護サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、及び当該居宅要介護者等が介護保険施設等への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介、その他便宜の提供を行う。

- ① 当該居宅要介護者等の健康上及び生活上の問題点、及び解決すべき課題。
- ② 提供される指定居宅サービス等の目標及びその達成時期。
- ③ 指定居宅サービス等が提供される日時指定居宅サービス等を提供する上での留意事項。
- ④ 指定居宅サービス等の提供を受けるために、居宅要介護者が負担しなければならない費用の額。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月31日から1月2日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
※緊急時、24時間連絡が可能な体制とする。

（指定介護支援の方法および内容、利用料等）

第6条 1 指定居宅介護の提供の方法および内容は、下記のとおりとし、指定介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。（予定）

- ①利用者の相談を受ける場所 事業所内相談室
- ②使用する課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン
- ③サービス担当者会議の開催場所 相談室・利用者宅・提供サービス事業所
- ④介護支援専門員の居宅訪問頻度 適宜（最低月1回）

2 居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用ができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等およびその家族の希望等を勘案し、居宅介護サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜

の提供を行い、及び当該居宅要介護者等が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。

3 次条の通常の事業の実地地域を越えて行う指定介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から片道おおむね10キロメートル未満 300円

(2) 事業所から片道おおむね10キロメートル以上
10を越えた距離 km 当たり30円

4 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるととする。

(相談・苦情対応)

第7条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(業務におけるハラスメント)

第8条 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、利用者宅・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第9条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するために、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修、定期的な訓練を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のために次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止について対策を検討する委員会を定期的開催し従業者に周知徹底する

- (2) 虐待防止の指針を整備し従業者に対する定期的な研修を実施する
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するため担当者は管理者とする
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービスの提供中に、従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 11 条 居宅介護支援の提供において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 居宅介護支援の中でやむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、石岡市・小美玉市・笠間市区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 1 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 愛の会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

- 平成 15 年 4 月 1 日 一部改正
- 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正
- 平成 18 年 4 月 1 日 一部改正
- 平成 23 年 11 月 1 日 一部改正

令和 2年11月28日 一部改正
令和 6年 6月 1日 一部改正
令和 7年 4月 1日 一部改正